

吹田市シティプロモーションアドバイザー会議設置要領

(目的)

第1条 本市のシティプロモーションの推進に関する事項について、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市シティプロモーションアドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 会議において意見等を聴取する事項は、シティプロモーションの推進に関する事項とする。

(構成)

第3条 会議は、委員10名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者（1名）
- (2) 吹田商工会議所が推薦する者（1名）
- (3) 吹田青年会議所が推薦する者（1名）
- (4) メディア関係者（3名以内）
- (5) 公募市民（2名以内）
- (6) その他市長が必要と認める者（2名以内）

3 委員の選任期間は、平成31年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前任者の選任期間の残期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市魅力部シティプロモーション推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の構成及び運営に関し必要な事項は、シティプロモーション担当理事が定める。

附 則

この要領は、平成29年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。